

新潟市総合計画審議会への委員推薦について

新潟市総合計画審議会の概要

名 称	新潟市総合計画審議会
設 置 根 拠	新潟市附属機関設置条例に基づき、総合計画策定の際に設置
設 置 条 例	新潟市附属機関設置条例
任 期	第1回全体会の開催日(令和4年6月下旬)から令和5年3月31日まで
役 割	市長の諮問に応じ、総合計画の素案を審議する
委 員 構 成	区自治協議会、学識経験者、各種団体、公募市民、関係行政機関の職員など45人以内
会議開催予定等	年6回程度(全体会2回、部会4回)
報 酬 等	会議に出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。
連 絡 先	政策調整課 相川・内田 226-2066
地域づくり部会より選出	